

起れぬ。

普通選挙の實現は飽まで公正なるべし。しかしその  
上の如く徒らに彈圧以下を是れりとせずは、正しく選  
挙の公正を蹂躪する事である。

われ等は勤労全無差存黨を政治的に動員して断々と  
してかゝる時代錯誤の選挙を解散する。  
右抗議す。

昭和三年一月三十一日

社会民主党  
中央執行委員会

# 〔指令第九號〕 各地に糾察隊を佈置

## 選挙干渉糾察委員会設置

いよいよ自熱戦に入らんとする時、田中内閣は  
ますます狂暴なる選挙干渉。壓迫をほし、いまにして来  
た。意義あるべき第一回の選挙も各所に於て小みに  
じられてゐる。このため於て於ては、調査部長松永義雄（埼玉  
第一区）の立候補を妨害せしめ、専ら選挙干渉の糾察に  
務めてもらふべし。

△ 選挙糾察隊の組織  
△ 糾察隊員は立候補者の有無